

議会活性化調査特別委員会調査報告書

平成 21 年 9 月 28 日

美 里 町 議 会

議会活性化調査特別委員会

目 次

I	はじめに	P2
---	------	----

II 議会活性化への取組み

1	議会運営について	P3
---	----------	----

2	委員会活動について	P5
---	-----------	----

3	議会の情報公開について	P6
---	-------------	----

4	条例、規則及び運営基準（申し合わせ事項）の検討	P8
---	-------------------------	----

5	議会基本条例制定に関すること	P9
---	----------------	----

III	おわりに	P10
-----	------	-----

(資料)

資料	1	美里町議会活性化調査特別委員会設置に関する決議	P11
----	---	-------------------------	-----

資料	2	美里町議会活性化調査特別委員会名簿	P12
----	---	-------------------	-----

資料	3	美里町議会活性化調査特別委員会の審査経過	P13
----	---	----------------------	-----

I はじめに

議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である。

議会の使命は、二つ挙げられており、その第1は、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することとされている。

第2は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することである。

地方分権や国の三位一体改革が進展する中であって、議会の果たす役割と責務はますます大きなものとなっている。

このことから、本議会では平成20年12月定例会において、議会活性化に取り組むべく「議会活性化調査特別委員会」を設置した。

特別委員会では、活性化の項目を設定し、2つの分科会で調査を行い特別委員会で審議を行ってきた。

調査の結果、活性化のためには多くの法令上の改正が必要とされるが、これらの改正がなくても現状の制度の枠内で対応可能なもの、改正を行い本議会に則した取組みを行うべき項目及び執行部との調整や協力が必要な項目、更に課題事項として分類し、とりまとめを行った。

II 議会活性化への取組み

1 議会運営について

項目的には、6項目に分け調査を行ってきた。この結果、既に取り組んでいる一問一答方式等もあるが、活性化に向け、自由討議の導入、通年議会を前提にした通年特別委員会を設置し、活発な議会活動を行うことが必要であるとした。

【詳細項目】

- ① 一問一答方式
- ② 反問権
- ③ 自由討議
- ④ 休日・夜間議会
- ⑤ 通年議会
- ⑥ 質疑、討論の通告制

確認決定事項

番号	項目	内容
1	一問一答方式 (一般質問関係)	①基本的にはこれまでどおりに一問一答方式で行う。 ②答弁書は、必要とする議員の求めに応じ、執行部へ提出を求めることができる。 ③質問者は、通告時に資料の提示、配布を議長の許可を得て行うことができる。
2	自由討議	①自由討議は、次の場合会議に諮り行うことができる。 ア. 議長が必要と認めたとき。 イ. 議員の動議がなされたとき。
3	通年議会	①通年議会については、時期尚早であり、通年の特別委員会を設置する。
4	質疑、討論の通告制 (質疑関係)	①質疑、討論の通告制は用いない。 ②最初の質疑は一括で行わなければならない。2回目以降は一問一答方式とする。

申入れ事項（協議事項）

番号	項目	内容
1	一問一答方式 （一般質問関係）	①質問に対する1回目の答弁は、長が一括で行い、2回目以降も基本的には長が答弁され、説明員が答弁を行う場合は、長からの指名で行うよう配慮願う。 ②答弁書は、必要とする議員の求めに応じ、執行部へ提出を求めることができる。（再掲）
2	一問一答方式 （質疑関係）	③質疑に対する答弁は、基本としては、長が答弁され、説明員が答弁を行う場合は、長からの指名で行うよう配慮願う。

課題事項

番号	項目	内容
1	一問一答方式 （一般質問関係）	①答弁書の受領時期について ※受領時期については、下記の意見があった。 ア．開会前日 イ．開会日 ウ．発言日 エ．発言時
2	反問権	①長等に対する反問権の付与 ※両論があり、一致した結論に至っていない。
3	休日・夜間議会	①休日・夜間議会の開催 ※必要性、需要がどれ位あるか等、その効果についての協議があった。
4	通年議会	①通年議会の開催 ※通年特別委員会を設置し、運用を図る。

2 委員会活動について

項目的には、5項目に分け調査を行ってきた。この結果、平成22年2月の改選後は、議員の定数が16人となることから、常任委員会の数についての議論があり、通年特別委員会や後述の議会報告会との関係もあり、課題事項となった。

【詳細項目】

- ① 議会運営委員会
- ② 常任委員会
- ③ 特別委員会
- ④ 全員協議会
- ⑤ 所管事務調査

確認決定事項

番号	項目	内 容
1	議会運営委員会	① 現行のとおりとする。
2	常任委員会	① 委員会への議員の複数就任制はとらない。 ② 議長の委員就任は、現行のとおりとする。 （委員就任辞退） ③ 執行部への資料提供の要請は、議長を通し行う。
3	特別委員会	① 通年の特別委員会として行財政・議会活性化調査特別委員会を設置する。 ② 特別委員会での委員派遣は、特別委員会設置時に議決を行う。
4	全員協議会	① 議会の権威を失わないよう活発で円滑な議会運営と活動を目指して良識ある運用を図る。
5	所管事務調査	① 現行のとおりとする。

課題事項

番号	項目	内 容
1	常任委員会	① 常任委員会の数について ※平成22年2月以降は、16人での常任委員会となり、望ましい定数、複数就任制等を検討したが2常任委員会と3常任委員会の両論があり、意見の一致をみられなかった。

3 議会の情報公開について

項目的には、4項目に分け調査を行ってきた。この結果、まちづくりの政策の決定過程において、議決機関である議会がどのように運営し、議員がどのように判断したかなどについて、議会の説明責任として報告会を開催することとした。

【詳細項目】

- ① 議会報告会
- ② 情報公開（会議録、議会だより、ホームページ、議案書等）
- ③ 出前議会
- ④ 請願・陳情の処理

確認決定事項

番号	項目	内容
1	議会報告会	<ol style="list-style-type: none">① 議会報告会を行うこととする。② 年1回開催し、議会だより発行後の5月を基準とし、各地区との共催で行う。③ 開催会場は、小牛田地域6か所、南郷地域3か所の計9か所で行う。また、行政区長と相談し、開催の協力を要請する。④ 周知は、議会だより、チラシ配布、ホームページ、防災行政無線で行う。⑤ 報告内容は、新年度予算ほか、議案等とする。また、議決したものの報告であり、個人の見解は述べない。⑥ 議長を除く15人で構成し、各常任委員会から出席する3班5人編成とする。出席会場は、班毎にくじで決定する。その他、必要な項目は、要綱で定める。⑦ 意見・要望は、特別委員会で協議を行い、議長を通して関係機関に報告し、回答を得る。回答書はできるだけ速やかに小委員会で作成する。⑧ 回答書は、本庁舎、南郷庁舎及び各地区館等で閲覧することができるものとする。

番号	項目	内容
2	情報公開	①現行のとおりとする。
3	請願・陳情の処理	①現行のとおりとする。

課題事項

番号	項目	内容
1	出前議会	①出前議会の開催 ※議会報告会との兼合いをみながら検討すべきとの意見があった。

4 条例、規則及び運営基準（申し合わせ事項）の検討

本特別委員会では、議会の活性化に向け調査を行ってきたところであるが、前述に係わる条例、規則及び運営基準の改正が必要である。

従って、確認決定された事項の運用を図るため、条例等の整備を行うものとする。

確認決定事項

番号	項目	内容	改正条項
1	会議条例	改正なし	
2	委員会条例	通年特別委員会の設置	第7条第2項（追加）
3	会議規則	一問一答方式 （答弁書の提出要求）	第53条第5項（追加）
		一問一答方式 （通告時の資料配布）	第53条第6項（追加）
		自由討議の実施	第54条（追加）
4	委員会規則	通年特別委員会の設置	第19条（追加）
5	傍聴規則	生年月日、年齢及び傍聴券を 削除	第4条（改正） 第5条（削除）
6	運営基準 （申し合わせ事項）	一問一答方式 （通告時の資料配布）	96（追加）
		質疑、討論の通告制	102（改正）
		自由討議の実施	105（追加）
		議会報告会の実施	128以降に（追加）

5 議会基本条例制定に関すること

先進の町議会では、議会基本条例を全会一致で可決し、施行されているところもある。この町議会では、4年半の間に取り組んできた議会改革・活性化策を安定化、恒久化させるため条例として明文化したものであるとしている。

本特別委員会においては、議会活性化に向けて調査、研究してきた。

その中で、確認した項目を実践することとし、残された課題項目を整理したのちに、基本条例制定に向かうものである。

Ⅲ おわりに

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、その責任は、ますます重くなっている。

本特別委員会では、確認決定した事項は速やかに実施し、申し入れ事項とした項目は、町執行部の受入体制や予算化などについて、協議が必要であると判断した。

今後は、確認決定した項目を議会活性化方策の実施をとおり、住民の付託に応えるべく、議会が常にその役割と責任を十分に認識し、町政が町民の目に見えるよう努力するものである。

なお、課題事項として整理した項目については、広範囲にわたる調査が必要であるため、本特別委員会では調査し、協議することが困難であると判断した。

今後の議会活性化と課題事項の取組みのため、新たな特別委員会を設置し、更なる調査、研究を行うべきである。

美里町議会活性化調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり美里町議会活性化調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 美里町議会活性化調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第 1 1 0 条及び美里町議会委員会条例第 7 条
3. 目 的 地方分権社会に対応した美里町議会の活性化に関する調査を行うため
 - (1) 議会運営について
 - (2) 委員会活動について
 - (3) 議会の情報公開について
 - (4) 条例、規則及び運営基準（申し合わせ事項）の検討
 - (5) 議会基本条例制定に関すること
4. 調査期間 調査終了まで
5. 委員の定数 議長を除く全議員で構成

美里町議会活性化調査特別委員会名簿

委員長	小林 昭
副委員長	相澤 清一

	第 1 分科会	第 2 分科会
分科会委員長	我妻 薫	大橋 昭太郎
分科会副委員長	千葉 一男	菅井 洋治
委員	福田 淑子	平吹 俊雄
	武者 美太郎	梁川 慶一
	櫻井 功紀	相澤 清一(重複)
	木村 晴夫	吉城 貢
	吉田 眞悦	村松 秀雄
	伊藤 正雄	

美里町議会活性化調査特別委員会の審査経過

1 活性化調査特別委員会開催年月日

第 1 回	平成 20 年 12 月 18 日
第 2 回	平成 21 年 1 月 23 日
第 3 回	平成 21 年 1 月 29 日
第 4 回	平成 21 年 3 月 31 日
第 5 回	平成 21 年 5 月 29 日
第 6 回	平成 21 年 7 月 27 日
第 7 回	平成 21 年 8 月 19 日
第 8 回	平成 21 年 8 月 26 日
第 9 回	平成 21 年 9 月 28 日

2 活性化調査特別委員会分科会開催年月日

	第 1 分科会	第 2 分科会
第 1 回	平成 21 年 2 月 4 日	平成 21 年 2 月 4 日
第 2 回	平成 21 年 2 月 19 日	平成 21 年 2 月 17 日
第 3 回	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 3 月 19 日
第 4 回	平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年 4 月 13 日
第 5 回	平成 21 年 4 月 20 日	平成 21 年 4 月 20 日
第 6 回	平成 21 年 4 月 27 日	平成 21 年 6 月 16 日
第 7 回	平成 21 年 5 月 21 日	平成 21 年 6 月 24 日
第 8 回		平成 21 年 7 月 21 日
第 9 回		平成 21 年 8 月 21 日